

条例の制定・改廃

特別職給与の改正など

南九州市長及び副市長の給与等に関する条例及び南九州市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正

主な改正は、平成27年4月1日から平成28年3月31日まで、三役の給料月額を減額します。

- ・市長 827,000円→744,300円（10%減）
- ・副市長 651,000円→613,000円（5%減）
- ・教育長 613,000円→594,600円（3%減）

職員給与の改正など

南九州市職員の給与に関する条例の一部改正

人事院勧告による国家公務員の給与水準の総合的見直しに伴い、職員の給与等を改正します。

- ・職員給与を平均で月額約2%減額
- ・地域手当の支給率引上（※）18/100→20/100
- ・単身赴任手当の月額引上（※）23,000円→30,000円
（※）は派遣職員に対する措置

介護保険料率の改正など

南九州市介護保険条例の一部改正

第6期介護保険事業計画に基づく27年度から29年度までの保険料率の改正及び、介護保険法施行令の改正に伴う所得段階区分などを改正します。

- ・保険料率の引上 月額4,600円→月額5,500円
- ・所得段階の区分変更 6段階→9段階
- ・所得の少ない生活保護者など第1号被保険者の保険料月額33,000円を29,700円とする。

公民館運営審議会委員報酬を統一

南九州市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

穎娃地域の地区公民館運営審議会委員報酬額を、中央公民館運営審議会委員報酬額と同額とする。

- ・年額11,500円→日額4,650円

温泉の使用料金区分の追加設定など

南九州市温泉センター条例及び南九州市夢・風の里アグリランドえい条例の一部改正

公共の温泉施設を使用する療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者を使用料金区分に追加設定するとともに、これら障害者手帳所持者の入浴介助者1人に限り使用料を1回160円とする。

その他の条例

- 南九州市教育長の給与、勤務時間等に関する条例及び南九州市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例
- 南九州市行政手続条例の一部を改正する条例
- 南九州市指定地域密型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 南九州市地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 南九州市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- 南九州市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例
- 南九州市保育の実施に関する条例を廃止する条例

請願 不採択

◎「集団的自衛権行使容認の閣議決定は撤回し、立法化に反対する」意見書の提出を求める請願書

提出者：南九州市川辺町 芝原敦子

●審査の結果

委員会では、本請願及び陳情については、国の動向も見ながらこれまで慎重に審議してきたが、現在すでに主要3論点について与党内での調整も進み、法制化に向けて調整が進んでいる状況であり、閣議決定の撤回を求めるのは難しいことから、採択に反対する。法制化に向けた審議は、やや前のめりの感もあり首相の暴走にならないよう、国民に丁寧な説明や慎重な国会審議が望まれる。しかし、近年の中国の尖閣諸島等への海洋進出や北朝鮮の核ミサイル開発、テロ行為による人質殺害事件など、アジアの安全保障情勢は悪化している状況であり、日本の平和を確保するためには集団的自衛権の行使を可能にし、日米同盟や国際連携の強化が必要と考える。

陳情 不採択

◎集団的自衛権の行使容認の閣議決定を撤回することを求める陳情書

提出者：南九州市川辺町 東 恒夫